

障害者総合支援法に施行について(平成26年度施行分)

障害者総合支援法は平成25年4月と平成26年4月の2段階施行となっており、平成26年4月には、次の施行が行われることとなる。

1 障害程度区分から障害支援区分への変更

「障害程度区分」について、障がいの多様な特性その他の心身の状態に^お応じて必要^{ひつ}とされる標準^{ひょうじゆんてき}的な支援^{しえん}の度^ど合い^あを総合^{そうごうてき}的に示^{しめ}す「障害支援区分」に改^{あらた}める。

⇒4月以降に区分の更新^{こうしんてつづ}手続き^{ひつよう}が必要^{かた}な方^かから、順次^{じゆんじき}切り替^かえる予定^{よてい}。

2 重度訪問介護の対象拡大

重度訪問介護の対象者に、重度の知的障がい又は精神障がいにより行動上^{こうどうじやういちじる}著^{こんなん}しい困難^{ゆう}を有^{しょう}する障がい者^{しゃ}であって、常時^{じやうじかいご}介護^{ひつよう}を必要とする方^{かた}を追加^{ついか}。

<重度訪問介護>

入浴^{にゆうよく}、排せつ^{はい}、食事^{しょくじ}の介護^{かいご}、外出時^{がいしゆつじ}における移動^{いどうしえん}支援^{しえん}などを総合^{そうごうてき}的に実施^{じっし}。

現在は、重度の肢体不自由者^{げんざい}で常^{じゆうど}に介護^{したいふじゆうしゃ}を必要とする方^{つね}が対象^{かいご}。

⇒国^{くに}から詳細^{しょうさい}が示^{しめ}され次第^{しだい}、個別^{こべつ}に通知^{つうちよてい}予定

3 共同生活介護と共同生活援助の一元化

共同生活を行う住居でのケアを柔軟にできるよう、共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）を統合。

一元化後のグループホームでは、日常生活上の援助等を行うとともに、障害支援区分にかかわらず利用することが可能となる。また、食事等の介護や援助も利用者のニーズに応じて提供。

⇒利用者案内文は7ページのとおり。

4 地域移行支援の対象拡大

地域移行支援の対象者に、次の方を追加予定。

- 生活保護法に規定する救護施設又は更生施設に入所している障がい者
- 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に規定する刑事施設又は少年院法に規定する少年院に収容されている障がい者
- 更生保護事業法（平成7年法律第86号）に規定する更生保護施設に収容されている障がい者等

<地域移行支援>

障害者支援施設等及び精神科病院に入所・入院している障がい者に対して、住居の確保や障害福祉サービスの体験利用・体験宿泊のサポートなど地域生活へ移行するための支援を行うもの。
平成24年4月から実施。

⇒今後、国からの改正通知を受けて。関係機関に周知予定。

障害者総合支援法における「障害支援区分」への見直し

(平成26年4月1日 施行)

① 名称・定義の変更（第4条第4項）

- 「障害の程度（重さ）」ではなく、標準的な支援の度合を示す区分であることが分かりにくい。

名称：障害程度区分

定義：障害者等に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするため当該障害者等の心身の状態を総合的に示すもの。

名称：**障害支援区分**

定義：障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて**必要とされる標準的な支援の度合**を総合的に示すもの。

② 知的障害・精神障害の特性の反映（附則第2条）

- 知的障害者や精神障害者について、コンピューターによる一次判定で低く判定される傾向があり、市町村審査会による二次判定で引き上げられている割合が高く、その特性を反映できていないのではないか、との課題が指摘されている。

一次判定から二次判定で引き上げられている割合

【平成22年10月～平成23年9月】身体障害：20.3%、**知的障害：43.6%**、**精神障害：46.2%**

【平成23年10月～平成24年9月】身体障害：17.9%、**知的障害：40.7%**、**精神障害：44.5%**

政府は、**障害支援区分の認定が知的障害者及び精神障害者の特性に応じて適切に行われるよう**、区分の制定に当たっての**適切な配慮その他の必要な措置を講ずる**ものとする。

③ 法施行後3年を目途とした検討（附則第3条）

政府は、**障害者総合支援法の施行後3年（障害支援区分の施行後2年）を目途として**、『**障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方**』等について**検討**を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

障害者に対する支援（①重度訪問介護の対象拡大）

重度訪問介護の対象者を、「重度の肢体不自由者その他の障害者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるもの」とする。 【平成26年4月1日施行】

➡ 厚生労働省令において、現行の重度の肢体不自由者に加え、重度の知的障害者・精神障害者に対象拡大する予定

（参考）現行の制度内容

	【重度訪問介護】	【行動援護】
（ 対 象 者 ）	・ 重度の肢体不自由者で常時介護を要する障害者(区分4以上)	・ 知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するもの(区分3以上)
（ サ ー ビ ス 内 容 ）	・ 身体介護、家事援助、見守り、外出時の介護を総合的に提供 ・ 長時間の利用を想定	・ 行動する際に生じ得る危険を回避するための援護、外出時における移動中の介護を提供 ・ 8時間までの利用を想定
（ 報 酬 単 価 ）	・ 1,403 単位 （7.5時間以上8時間未満）	・ 2,487 単位 （7.5時間以上）
（ 介 助 者 資 格 ）	・ 20時間の養成研修を修了	・ 知的障害、精神障害の直接処遇経験2年以上又は直接処遇経験1年以上 + 20時間の養成研修を修了
（ 研 修 内 容 ）	・ 介護技術、医療的ケア、コミュニケーション技術など	・ 障害特性理解、予防的対応、制御的対応、危険回避技術習得等

障害者に対する支援（②共同生活介護の共同生活援助への一元化）

（ケアホーム）

（グループホーム）

共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に統合。

【平成26年4月1日施行】

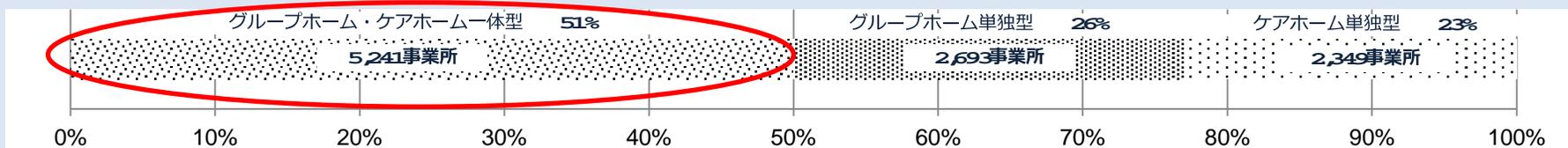
➡ 障害者の地域移行を促進するために、地域生活の基盤となる住まいの場の確保を促進。

《背景》

- ★ 今後、障害者の高齢化・重度化が進むことを背景として、介護が必要な障害者のグループホームの新規入居や、グループホーム入居後に介護が必要となるケースが増加することが見込まれる。
- ★ 現行、介護が必要な人と必要のない人を一緒に受け入れる場合、グループホーム、ケアホームの2つのタイプの事業所指定が必要。
- ★ 現にグループホーム・ケアホーム一体型の事業所が半数以上。

地域における住まいの選択肢のさらなる拡大・事務手続きの簡素化等の観点から**ケアホームをグループホームに一元化**。グループホームにおいて、日常生活上の相談に加えて、**入浴、排せつ又は食事の介護**その他の日常生活上の援助を提供。

（参考）事業所の指定状況



（出典）障害福祉課調べ（H22.3）

◎ グループホームへの一元化に併せて、次の運用上の見直しを検討

外部サービス利用規制の見直し

個々の利用者の状態像に応じて柔軟かつ効率的なサービス提供が可能となるよう、グループホームの新たな支援形態の1つとして、**外部の居宅介護事業者と連携すること等により利用者の状態に応じた柔軟なサービス提供を行うこと**を検討。

サテライト型住居の創設

共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえ、1人で暮らしたいというニーズにも応えつつ、地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から、**本体住居との連携を前提とした『サテライト型住居』の仕組み**の創設を検討。

障害者に対する支援（③地域移行支援の対象拡大）

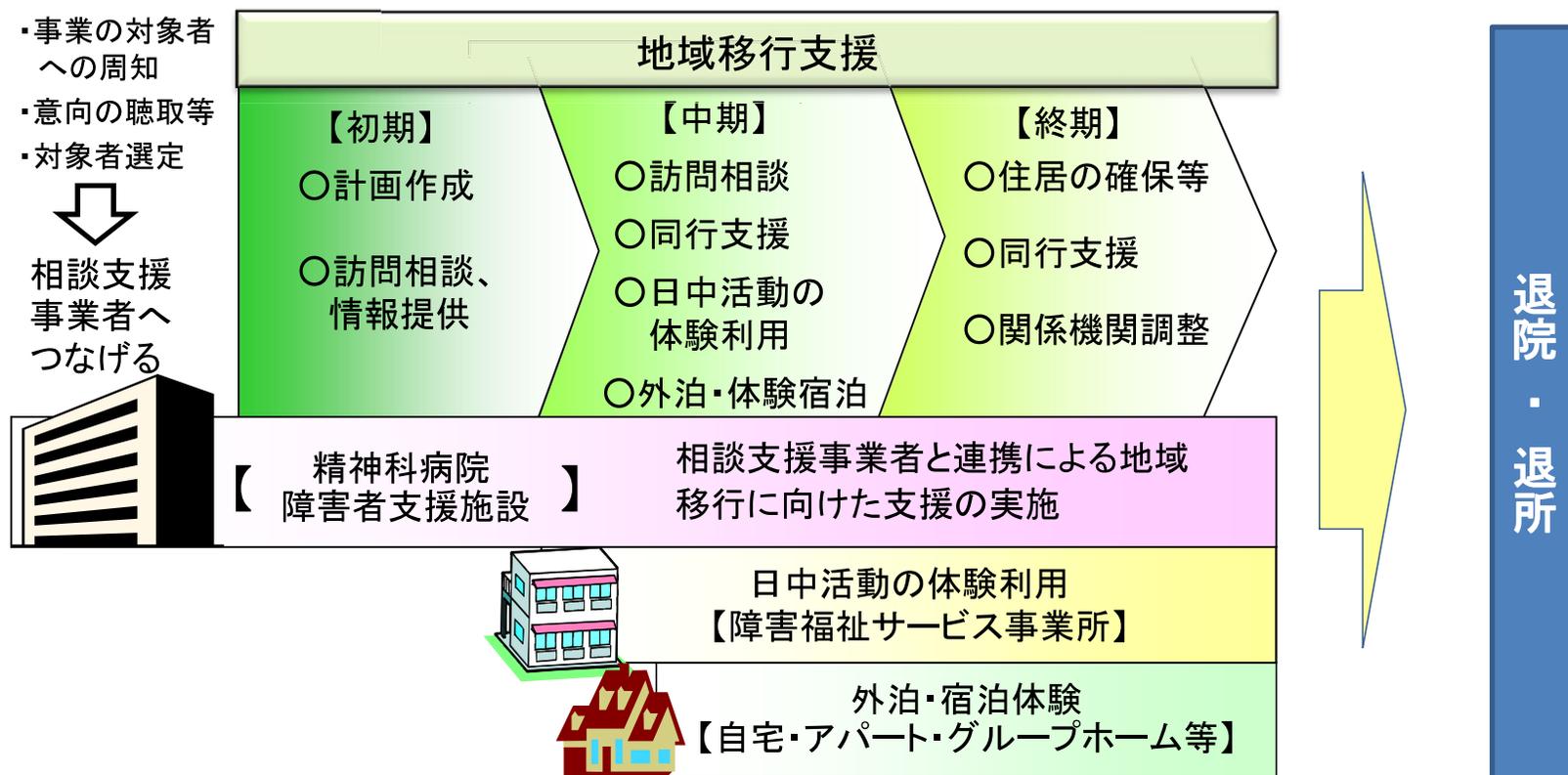
地域生活への移行のために支援を必要とする者を広く地域移行支援の対象とする観点から、現行の障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に加えて、その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを追加。

【平成26年4月1日施行】

➡ 厚生労働省令で定める対象となる者の具体的な範囲については、施行に向けて検討

※重点的な支援を行うことで地域生活に円滑に移行できることが期待される者として、保護施設、矯正施設等を退所する障害者などに対象拡大する予定

（参考）地域生活への移行に向けた支援の流れのイメージ



グループホーム・ケアホームの制度が変わります

平成26年4月から、障害者総合支援法の改正により、共同生活介護(ケアホーム)の名称が共同生活援助(グループホーム)に統一されるなどの改正が行われます。

現行のグループホーム、ケアホームのいずれも、基本的にサービス内容に変更はなく、引き続きご利用いただけます。なお、ケアホーム利用者の方については、手続きが必要となる場合がありますので、裏面をご確認ください。

4月の改正内容

<事業所について>

グループホーム・ケアホームの名称は、原則、次のとおり切り替わります。詳細については、ご利用先の事業所に直接ご確認ください。

3月31日まで

共同生活援助
(グループホーム)

共同生活介護
(ケアホーム)

4月1日から

グループホーム

外部サービス利用型

介護サービス包括型

<サービス内容について>

「外部サービス利用型」と「介護サービス包括型」の2種類があり、サービス内容や支給量については、これまでのグループホーム・ケアホームと基本的に変更ありません。

てつづ お手続きについて

ぐるーぶほーむ りよう かた
グループホームご利用の方

これまでと変更はありません。次の更新時期までは、現在の受給者証をご利用いただけます。

どうふう どういしょ がつ にち
同封の同意書を〇月〇日
までに、区役所にご提出
してください。

けあほーむ りよう かた
ケアホームご利用の方

ゆうこうきかんしゅうき
有効期間終期が

へいせい ねん がつ にち かた
平成26年 3月31日の方

こうしん てつづ
更新手続きを

おこな
行った

おこな
行っていない

きょうどうせいかつえんじょ
「共同生活援助」
の申請をしてくだ
さい。

へいせい ねん がつ いこう かた
平成26年 4月以降の方

つぎ こうしん じ き
次の更新時期までは、
現在の受給者証を
ご利用いただけます。
次回更新の際には、
「共同生活援助」の
申請をしてください。

と 問い 4月から負担額は変わるのか？

こた
答え

りようしゃふたんじょうげんがく
利用者負担上限額については、これまでと変わりません。
なお、市町村民税課税世帯の方については、4月からの事業者報酬の
変更により、負担額が増減する場合があります。詳細は事業所にご確認
ください。

と 問い 介護サービス包括型と外部サービス利用型はどのように違うのか？

こた
答え

「介護サービス包括型」は、現行のケアホームと同様に、事業所の介護
スタッフが必要な身の回りの介護を行います。
「外部サービス利用型」は、心身の状況等により身体介護が必要となっ
た場合に、事業所が外部のホームヘルパーの手配を行います。この
場合は、別に「受託居宅介護サービス」の支給決定が必要になりますの
で、事業所にご相談ください。

しんせいしよていしゅつ 申請書提出・お問合せ先

〒000-0000 札幌市 区 条 丁目
区役所保健福祉課 (区役所 階 保健福祉課 番窓口)
TEL 011-0000-0000 (直通) 担当：〇〇